

政治倫理条例制定特別委員会

鈴木 弘 委員長コメント

昨年12月に特別委員会が発足し6月には委員会としての素案がまとまる予定です。

政治倫理条例に規定される基本的な項目としては、6項目あげられます。

1.目的・責務、2.政治倫理基準、3.資産公開、4.審査会、5.市民の審査請求、6.問責制度です。

これらの各項目について順に検討を進めて来ました。どの項目を条例に取り込むか、また取り込むとした場合どのような内容を盛り込むのか各会派の意見を持ち寄り、議論を続けました。委員それぞれが他市の例や参考図書を勉強し、またセミナー等を受講しながら一生懸命に取り組んで来ました。議論の場では自由討議の制度を活用し、委員間で活発に意見を交わし合い内容の理解を深めました。それらの意見をもとに、次回委員会の場におけるたたき台となる正副委員長案を作り、案の検討を進めるというスタイルを繰り返して来ました。

現時点の案としては、第1条では目的の条文として、議員の不祥事があったことを踏まえ「清浄かつ公正で開かれた民主的な市政」と記載しました。「清浄」という言葉を盛り込み、その姿勢を表明しています。

第4条においては遵守すべき10項目の政治倫理基準を明記しました。そしてこの倫理基準に違反の疑惑をもたれたときは、自らその疑惑の解明にあたり第6条に記し、自浄能力を求めています。疑惑が解明されない場合は、審査会設置の請求が可能となり、違反が認められた場合は措置が講じられます。また地方自治法第92条第2項兼業の禁止についても分かり易く記載しました。

各議員が条例に明記された政治倫理基準を遵守することは当然ですが、更には市民全体の代表者として、より高い倫理性を持つことが求められていることを自覚し、二度と不祥事を起こさないようにしなければなりません。

【抜粋】10項目の政治倫理基準（政治倫理条例第4条で規定する予定）
議員は、次の政治倫理基準を遵守しなければならない。

- 1 その地位を利用していかなる金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- 2 政治活動に関し、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。その後援団体についても同様とする。
- 3 市が行う許可及び認可並びに指定管理者の指定又は請負その他の契約及び補助金等の交付の決定に関し、特定の個人又は企業若しくは団体が有利又は不利になるような取り計らいをしないこと。
- 4 市の職員等の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。
- 5 市の職員等の採用、昇給、昇格又は配置換等の人事に関して、推薦又は紹介をしないこと。
- 6 発言又は情報発信を行うときは、公職にある者としての責任と自覚を持ち、確たる事実に基づいて行うこととし、誹謗中傷の言動その他これに類する行為により、他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせるはならない。また、第三者をして同様の行為をさせないこと。
- 7 その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は不当に圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメント行為その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- 8 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。
- 9 富士宮市暴力団排除条例（平成24年7月13日富士宮市条例第25号）第2条1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等その他反社会的勢力と関係をもたないこと。
- 10 前各号に掲げるもののほか、議会の名誉と品位を損なう一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。



▲委員会のようす